

**株主総会決議も全株主の同意もなく報酬を受領した取締役に対する損害賠償請求の
可否**

【文 献 種 別】 判決／東京地方裁判所

【裁判年月日】 平成 30 年 1 月 22 日

【事 件 番 号】 平成 28 年（ワ）第 10395 号

【事 件 名】 損害賠償請求事件

【裁 判 結 果】 棄却

【参 照 法 令】 会社法 361 条 1 項、423 条 1 項、有限会社法 30 条ノ 2 第 1 項 3 号、民法 1 条 2 項・3 項

【掲 載 誌】 判タ 1461 号 246 頁

LEX/DB 文献番号 25551538

事実の概要

X は、貸室業等を目的とし、平成 7 年、株式会社から組織変更された資本金 300 万円の有限会社である。組織変更時、A、その妻 B 及び C（A 及び B の子）が X の取締役に就任し、A が X の代表取締役に就任した。X の経営（A 及び B の所有する建物の賃借及び第三者への賃貸）は、主として B が行っており、C は全く関与していなかった。①組織変更時に作成された X の定款には、X の出資口が合計 60 口で、うち A 30 口、C 10 口、D（C の妻。以下、C と D を併せて「C ら」という。）10 口、E（A の次女 F と Y との子）10 口の出資口をそれぞれ保有する旨の記載があるが、②C、D 及び E のいずれも、自らの資金を出捐して X の出資金を払い込むことはなかった。③X には株主名簿が存在しないが、法人税申告書等の書類上は、一貫して A、C、D 及び E が X の株主である旨が記載されてきており、C、D 及び E は、いずれも、B 又は A から X の株主である旨を聞かされ、B は、税務署からの問合せに対しても、C らが X の株主である旨を回答していた。④Y もまた、A、C、D 及び E を X の株主として扱ってきた。

⑤X の定款には取締役報酬に関する定めがないが、⑥X においては、平成 27 年に至るまで株主総会が開催されたことがなく、⑦C、D 及び E のいずれも X の株主権（社員権）を行使したことがないまま、⑧A に対して、年額 720～980 万円の取締役報酬が支給されてきたが、支給手続の欠缺につき、これまで X の株主から異議が出されなかった。

⑨Y は、平成 13 年、B の依頼でその手伝いを

始め、A が平成 14 年、X の取締役を辞任すると、A 及び B の了解を得て、Y が A に代わって X の取締役及び代表取締役に就任した。⑩Y は、X の取締役を解任されるまで、実際に X の事業の遂行に携わった。⑪Y は、X の代表取締役就任後、X から、平成 14 年 5 月から平成 20 年 8 月までは月額 70 万円の、同年 9 月から平成 27 年 7 月までは月額 50 万円の取締役報酬（合計 9,470 万円。以下「本件報酬」という。）を受領したが、Y に対する本件報酬の支給に係る株主総会決議はなかった。ただし、⑫Y は、平成 14 年 4 月頃、A の辞任と Y の代表取締役への就任を内容とする社員総会議事録の作成を司法書士に依頼し、同年 7 月、X における取締役報酬の総額を年額 720 万円以内から年額 840 万円以内に増額する内容の社員総会議事録（以下「本件議事録」という。）を自ら作成した。そして、Y は、B に対し、本件議事録への押印を依頼し、B を通じて C 名下の押印も得たものの、C らの意向を自ら確認しなかった。⑬C らは、A が X の取締役を辞任し、代わって Y が X の代表取締役に就任すること、それにより Y が X から取締役報酬を受領することを認識したが、その金額は知らず、本件議事録を見たことも、これに押印したこともなかった。

⑭平成 19 年 6 月に一部建物の売却により X の賃料収入が減少したため、Y は平成 20 年 9 月以降、自己の取締役報酬を月額 50 万円に減額した。

⑮平成 20 年の A の死亡による相続開始により、C らは Y が当時 X から月額 70 万円の取締役報酬を受領していることを知り、また A の相続や B の後見開始手続等をめぐって紛争が生じ、C を始めとする A の相続人は、平成 22 年、Y 及び F を相

手方として共同不法行為に基づく損害賠償を求める別訴を提起した。

⑩ Yは、平成27年7月31日、平成14年4月から平成27年7月に至るまで株主総会を開催せず、また株主総会決議を経ずに本件報酬を受領したことを理由にXの取締役を解任され、同年8月14日、CがXの代表取締役に就任した。Xは、平成28年3月31日、Yによる本件報酬の受領を理由として、会社法423条1項に基づき、Yが受領した本件報酬のうち平成18年3月から平成27年7月までの間に係る部分である合計6,250万円及びこれに対する遅延損害金の支払いを求める本件訴えを提起した。

判決の要旨

請求棄却（控訴）。

1 Xの株主総会決議に代わる全株主の同意の有無（判旨1）

「Xの実質的な株主はB又はBとAのみであり、BとAが本件報酬の支給に同意していた」とのYの主張につき、裁判所は、事実①～④より、「Xの株主は、Xの定款記載のとおりA、C、D及びEであると認めるのが相当である。……したがって、BとAの同意のみをもってXの全株主の同意があったと認めることはできない」とし、また「Cらは、B又はAに対して自己の株主権の行使を全面的に委任していた」とのYの主張には、事実⑥及び⑦を認めつつ、「そのことをもってCらがB又はAに対して自己の株主権の行使を全面的に委任していたと認めることはでき」とし、また「CらはYに対する本件報酬の支給について明示又は黙示に同意していた」とのYの主張につき、事実⑬より、「Cらが、Yに対する本件報酬の支給に同意したと認めることはできない」とし、また「Cらは、平成21年2月頃、Yの取締役報酬が月額70万円であることを知ったと認められるものの、この頃には、CらとYらとの間でAの相続等を巡る紛争が生じていたと考えられることからすると、Cらが、この頃、Yに対する本件報酬の支給に同意したと認めることもできない」として、「Yに対する本件報酬の支給につき、Xの株主総会決議に代わる全株主の同意があったと認めることはできない」と判示した。

2 本件訴えが権利の濫用として許されないか

（判旨2）

裁判所はYの損害賠償責任につき、事実⑫より、「本件報酬の受領に係るCらの意向を自ら確認することを怠ったというべきであるところ、Yにおいて、その当時、Cらの意向を確認することが困難であったことをうかがわせる事情もない以上、Yが本件報酬の支給に係るXの全株主の同意があったと過失なく信じたと認めることもできない」として、「Yは、Xの株主総会決議を経ずに本件報酬を受領したことについて、Xに対し、会社法423条1項に基づく損害賠償責任を負うことは否定し難い」と判示した。

しかしながら、CらがXの経営に全く関与していなかったこと、事実⑧のほか、Yへの報酬の支給についても、Cらが「長らくの間、これに異議を述べることはなく、YがXの株主総会決議を経ずに取締役報酬を受領していることを明確な形で問題にし、そのことを理由としてYをXの取締役から解任したのは、Yに対する本件報酬の支給が開始されてから13年もの期間が経過した平成27年7月であった」こと、事実⑩及び⑭に基づき、YがXの業務を実際に執行していたこと、Xの業績もそれなりに上がっており、また業績下降に伴い自らの報酬を減額したことなどから、「Yに対し、なお取締役報酬を不支給とすべき合理的な理由があるということもできない」と判示し、結論として、「XがYに対して本件報酬に係る損害賠償を請求することは、信義則に反し、権利の濫用として許されないというべきである」とした。

判例の解説

一 はじめに

本件は、特例有限会社¹⁾の前代表取締役が、株主総会決議無くして取締役報酬を受領したことに任務懈怠があるとして、会社法423条1項に基づき、当該会社から損害賠償請求を受けたが、かかる請求が権利の濫用に当たるとして排斥された事案である。本件に類似の事案として、最判平21・12・18（集民232号803頁）があるが、これはいったん支給された退職慰労金の不当利得返還請求の事案であるのに対し、本件は前任者の代から継続的に支給されてきた取締役報酬につき、後任者の支給分の一部（直近10年分）のみを対象に、しかも受領した取締役に対する損害賠償責任の追

及として請求された点に相違が見られる。

二 取締役の報酬規制

指名委員会等設置会社以外の株式会社の取締役が受ける報酬等については、定款又は株主総会決議によってその額を定めない限り（会社法 361 条 1 項）、具体的な請求権とならず、取締役は会社に対して請求できない。これはいわゆる「お手盛り」の弊害を防止するため、株主の自治的判断に委ねたものとするのが多数説²⁾・判例（最判昭 60・3・26 判時 1159 号 150 頁、最判平 15・2・21 金判 1180 号 29 頁）である。このように会社及び株主保護のため法が特に規定を設けたものと解する説（政策規定説）に対し、取締役の報酬については株主総会が本来的に決定権限を有するとする説（当然説）も主張されている³⁾。いずれにせよ法定の手続を欠いて支給された取締役報酬については、不当利得として返還請求の対象となる。

取締役の報酬については、一方で高額報酬の相当性が問題となるが、他方において中小規模の会社では、報酬の一方的な減額や不支給がむしろ問題であり、さらにそのような会社にあつては、そもそも報酬決定にかかる法定の手続（定款規定や株主総会決議）が履践されず、それを理由として報酬支給の効力又は不払いの是非について紛争を生ずるという実態が存する。

三 定款の規定又は株主総会決議を欠く報酬支給の効力

前掲平成 15 年最判は、定款規定や株主総会決議がなくとも、株主全員の同意があれば、取締役による報酬請求が認められるとし、通説もこれを支持する⁴⁾。株主全員の同意につき、従来の下級審裁判例はこれを厳格に解するのではなく、実質的な同意が認められれば良いとする傾向があるとされるが⁵⁾、具体的にどのような同意が存すれば足りるかは必ずしも明確ではない。

この点本判決は株主全員の同意を否定するが、不同意の C らについては、出資の実体が存しないことが認定されている。A 又は B により他人名義（C らの名義）を用いて出資がされたと考えられるが、本判決は出資者を具体的に認定していないものの、Y を含め会社が一貫して株主として取り扱ってきたことを理由に、名義人である C らが株主であるとする⁶⁾。

また、東京地判平 25・8・5（金判 1437 号 54 頁）は、少数株主が株主総会の不開催に異議も述べず経営に関心のない者で実質的な株主とはいえず、かつ株主総会を開催することなく一定の役員報酬が支払われていたことを認識し、許容していたとして、実質的に株主全員の同意があったものと同視する。さらに、東京地判平 27・5・25（LEX/DB25530221）は株主総会の決議事項の全てが株主の一人の意思によって決定され、他の株主は、株主総会の不開催にも異議を述べず、経営に関心を持たない株主であり、株主総会の決議事項の決定を委ねていたと認定する。学説にも取締役への報酬支払いの決定が実質的に会社及び株主の利益を害しない場合には、信義則上株主総会決議の欠缺を理由として報酬の支払いを拒むことができないと解するものがある⁷⁾。本件における Y の主張はこれら裁判例や学説に沿ったものと考えられるが、本判決はこれらを全て認めなかった。

四 本判決の検討——損害賠償請求と権利の濫用

本件においては、X は Y に対する損害賠償請求のみ主張し、不当利得返還請求については何ら主張していない。裁判所もこれに沿うかたちで、報酬の受領を違法として Y の任務懈怠責任の成立を認めつつ、損害賠償請求については信義則違反に基づく権利濫用としてかかる請求を排斥する点に本判決の特徴がある。

しかしながら、Y の損害賠償責任については、現に業務執行が行われている以上その対価としての報酬は会社が当然に負うべき負担であり、これを会社の損害とすることには疑問がある。また報酬の支給ではなくその受領につき Y の任務懈怠を認定した点にも違和感がある。本来であれば支給者の責任が問題とされるべきであろう⁸⁾。受領者であると同時に支給者でもある Y については実質的に問題とはならないが、株主総会の不開催も取締役報酬の支給も、一人 Y のみの責任とはいえない。A の在任時から手続の不遵守という実態は存在し、また C も Y の在職時にすでに取締役であったから、Y 以外の取締役の責任を不問としつつ Y のみの責任を問うことは妥当ではないであろう。

また本判決は、権利濫用の根拠として、Y において業務執行の実体があったこと、また業績に応じて報酬額を減額していることから、不支給につ

いて合理性を欠くとする。Yの取締役在任中の功績を勘案して報酬支給の合理性を判断している点は、前掲平成21年最判がいう、不支給とすべき合理的な理由があるなどの「特段の事情」に倣ったと考えられるが、これはYが受けるべき報酬額について具体的に検討し、その相当性について積極的に判断するものではないであろう⁹⁾。

以上より本判決は、前掲平成15年最判の枠組みを崩しておらず、かつ株主全員の同意を厳格に要求する点で、これまでの裁判例の流れに沿いつつ、かつ前掲平成21年最判の枠組みを踏襲して、Yの救済を図ったものと評価できる。いったん支給された取締役報酬につき、権利濫用を理由とする損害賠償請求（ないし返還請求）の排斥は、一般条項を根拠とする点で慎重意見もある¹⁰⁾。本判決の結論は妥当というべきであるが、その理由付けには疑問が残る。仮に報酬が支給されず、Yがこれを求めた場合、株主全員の同意もない以上、具体的に報酬を請求できないことになりそうであるが、業務執行の実体があり、一応の業績も上がっているにもかかわらず、株主の合意がないからといって何ら報酬が支払われないとするのは取締役にあって酷といえよう。本件では株主全員の同意を認めて報酬支給自体を適法とすべきであったと思われるが、取締役報酬を原則有償とし¹¹⁾、定款規定や株主総会決議がなくとも取締役は相当な報酬を請求できると解すべきではなかろうか¹²⁾。報酬規制の趣旨を「お手盛り」防止に求めるのではなく、業務執行としての対価としての報酬の相当性確保が目指されるべきであろう。

●—注

- 1) 特例有限会社は、会社法上の株式会社として存続するものとされているが（整備法2条1項）、会社法施行前の有限会社の取締役の損害賠償責任については従前の例によるものとされ（同法25条）、したがって会社法423条1項ではなく有限会社法30条の2第1項3号が適用されることとなる。また取締役の報酬については、平成17年改正前商法269条が準用されていることから（有限会社法32条）、取締役に對する報酬の支払いについて定款の規定又は株主総会決議を要する点では、会社法361条と変わらない。
- 2) 江頭憲治郎『株式会社法〔第7版〕』（有斐閣、2017年）451頁。
- 3) 酒巻俊雄「判批」金判113号（1968年）4頁。神田秀樹『会社法〔第21版〕』（弘文堂、2019年）237頁は、取締役報酬が選任条件の1つであることを理由とする。

- 4) 落合誠一編『会社法コンメンタール（8）』（商事法務、2009年）193頁 [田中亘]。
- 5) 東京地方裁判所商事研究会編『類型別会社訴訟Ⅰ〔第3版〕』（判例タイムズ社、2011年）100頁。
- 6) 他人名義での株式引受については、実際に払込みないし申込みをした者が引受人となると解されているが（いわゆる実質説）、出資者が名義人に代わって払込義務を履行したとして、名義人を株主と認定した下級審裁判例（東京地判昭57・3・30判タ471号220頁、札幌地判平9・11・6判タ1011号240頁など）がある。
- 7) 田中・前掲注4）194～195頁。
- 8) 東京地判平30・3・28LEX/DB25552578は、株主総会決議も株主全員の同意もなく支払われた取締役及び監査役の報酬に関し、代表取締役については法定の手続（会社法361条・387条）を欠いて当該報酬を支給したこと、監査役については代表取締役による法令・定款違反の監査役報酬の支給を取締役に報告しなかったこと（同法382条違反）をそれぞれ認定し、両者の損害賠償責任を肯定している。
- 9) 上述のように、取締役の報酬決定については、あくまで株主の自主的な判断にこれを委ねるとするのが判例の一貫した立場であり、下級審裁判例においても、東京地判平19・6・14金判1271号53頁は、具体的な報酬額の相当性について裁判所がこれを判断することは我が国法制度の予定しているところではないとする。
- 10) 竹内行夫裁判官の反対意見参照。同判決を取締役の保護に傾いたものとの見解もあるが（弥永真生「判批」ジュリ1393号（2010年）37頁）、特殊な事案にかかるもので、事例判決の1つとして捉えるべきように思われる（菊田秀雄「判批」金判1356号（2011年）5頁）。本判決についても同様に考えるべきであろう。
- 11) なお平成29年の民法（債権法）改正では、委任契約の無償性の原則を定めた民法648条1項の見直しを検討されていたものの、改正に至らなかった。少なくとも商事委任である会社と取締役間の任用契約については有償性を原則とすべきとする（商法に委任の報酬に関する特則規定を設ける）ことも検討されるべきではないと思われる。
- 12) 取締役の報酬を原則有償とし、任用契約の締結をもって当然に抽象的な報酬請求権が発生し、定款又は総会決議によって報酬額が定められないときには、会社に対して定款規定もしくは総会決議を求め、又は損害賠償請求をなすものと解する見解（酒巻・前掲注3）3～4頁）のほか、相当な報酬すら支給しないとする総会決議は、規制の趣旨を逸脱し権利の濫用であって、取締役は相当な範囲で抽象的報酬請求権に基づき、会社に対して賠償請求できるとする見解（川島いづみ「取締役報酬の減額、無償化、不支給をめぐる問題」判タ772号（1992年）81頁）などが主張されている。